

## 所得税、町・道民税の障害者控除

住民課 税務グループ ☎ 26-7871  
 福祉グループ ☎ 26-7872  
 (総合ケアセンターゆくり内)

所得税や町・道民税の納税者本人や扶養親族等が障がい者であるときは、申告により障害者控除等を受けることができます。

「別に暮らしている子に扶養されている」などの場合には、申告により子が控除を受けることができます。

また、障害者手帳をお持ちでない方でも、要支援・要介護認定を受けている方のうち、寝たきりや認知症の状況によって対象となる場合があります。令和2年12月31日時点（令和2年に死亡した場合は死亡日）で下表の「控除を受けられる条件」に該当する場合は、上記までお問い合わせください。

区分	特別障害者控除	障害者控除
控除を受けられる条件	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     障害者手帳をお持ちでない方でも、要支援・要介護認定を受けている方のうち、寝たきりや認知症の状況によって対象となる場合があります。                 </div>	左記以外の等級の障害者手帳をお持ちの方
所得税の控除額	所得金額から40万円が控除されます	所得金額から27万円が控除されます
町・道民税の控除額	所得金額から30万円が控除されます	所得金額から26万円が控除されます

## 子育て世帯に民間賃貸住宅家賃一部助成

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872  
 (総合ケアセンターゆくり内)

民間賃貸住宅に入居している子育て世帯に、家賃の一部を助成します。

- **対象**  
 次のすべてに該当する世帯  
 ①18歳までの子どもがいる世帯  
 ②町内にある月額家賃が56,000円以上の民間賃貸住宅に入居している世帯  
 ③世帯の合算所得が5,844,000円以下の世帯  
 ④町税等に滞納がない世帯
- **助成内容**  
 月額2,500円分/子ども1人（上限：月額5,000円分）を町内加盟店で買い物などに使用できるあつまるポイントとして還元します。
- **対象期間**  
 令和2年10月～令和3年3月の6カ月分
- **受付期間**  
 3月31日(水)まで
- **必要書類**
  - ・賃貸借契約書等の家賃の金額を確認できる書類
  - ・家賃の支払領収書や引落口座通帳のコピーなどその納付を確認できる書類
  - ・あつまるカード
  - ・印鑑
- ※令和2年1月1日に町外に在住していた方は、1月1日に住所のあった自治体が発行する所得証明書および町税等の滞納がない証明書が必要です。
- **受付窓口**  
 住民課子育て支援グループ、上厚真支所

## 高校生の通学費等助成

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872  
 (総合ケアセンターゆくり内)

町外の高校に通学する生徒の保護者に対して、通学費等の一部を助成します。

- **対象**  
 町外の高校（高等専門学校は1～3年生）へ通学または下宿などを行っている生徒の保護者（町内在住に限る）
- **助成内容**  
 月額5,000円分を町内で使用できるあつまるポイントとして還元
- **対象期間**  
 令和2年10月～令和3年3月分（長期休暇1カ月分を除く）
- **必要書類**
  - ・在学証明書（発行日から2カ月以内のもの）※卒業証書は不可
  - ・あつまるカード
  - ・印鑑
- **受付場所**  
 住民課 子育て支援グループ、上厚真支所
- **受付期間**  
 3月31日(水)まで

## 高齢者ウェブ見守り環境整備事業

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872  
 (総合ケアセンターゆくり内)

高齢者などを対象に、タブレット端末を貸し出します。



高齢者などを対象に、タブレット端末を貸し出します。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、家族に会うのを控えている高齢者や持病がある方は、新たなコミュニケーションツールとしてタブレット端末をご利用ください。

- **対象**  
 町内に居住する65歳以上のひとり暮らし高齢者などで、日常的に見守り支援を必要とし、以下のいずれかに該当する方。  
 ①町やその他機関による見守り支援を受けている方  
 ②事業対象者、要支援、要介護認定を受けている方  
 ③その他必要と認められる方
  - **利用申請方法**  
 希望者は、住民課に備え付けの申請用紙に必要事項を記入して提出してください。申請書は、町のホームページからもダウンロードできます。  
 ・申請後、タブレット端末を貸し出します。
  - **費用**  
 タブレットの貸し出し▶無料  
 通信費▶自己負担（補助制度あり）
  - **通信費補助制度**
- | 対象経費       | 補助額(税込み)      |
|------------|---------------|
| SIM契約基本使用料 | 上限1,100円/月    |
| SIM手配料     | 上限434円/1回限り   |
| 契約初期費用     | 上限3,300円/1回限り |
- **貸出期間**  
 申請日から申請年度末まで  
 ※延長を希望する場合は申請が必要です。

## 結婚新生活支援補助金

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872  
 (総合ケアセンターゆくり内)

新婚世帯を対象に、新生活に伴う住宅の取得や引っ越しに係る費用の一部を助成します。

- **対象世帯**  
 次の要件をすべて満たす世帯  
 ・令和2年1月1日～令和3年3月31日に婚姻届を提出し受理された世帯  
 ・夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下の世帯  
 ・新婚世帯の所得の合計が340万円未満の世帯  
 （貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得から控除します。また、一方が離職し無職の場合はその方の所得はないものとして取り扱います）  
 ・住居が町内にあり、町内に住民票を有している新婚世帯  
 ・市町村民税等に滞納がない世帯  
 ・過去にこの制度の補助を受けたことがない世帯
- **助成額** 上限30万円
- **申込期限**  
 3月31日(水)まで  
 ※申請前にご相談ください。
- **提出書類**
  - ・補助金申請書
  - ・戸籍謄本または婚姻証明書
  - ・夫婦2人の所得証明書
  - ・世帯全員の納税証明書または滞納がないことを証明する書類
  - ・住居を取得した場合は売買契約書と領収書など支払金額のわかる書類
  - ・住居を賃借した場合は賃貸借契約書と領収書など支払金額のわかる書類
  - ・引越費用（引越業者に支払った金額の確認ができる書類）
  - ・住宅手当等支給証明書（対象者のみ）
  - ・貸与型奨学金の返還額がわかる書類（対象者のみ）
  - ・退職証明書（対象者のみ）
- **対象経費**  
 令和2年1月1日～令和3年3月31日の期間に係る次の経費  
 ・新規の住宅購入費  
 ・新規の住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、公益費、仲介手数料）  
 ※住宅手当や引越手当などの支給がある場合は手当分については補助対象外  
 ・結婚に伴う引越費用（業者への支払い分）

